

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

		資料番号	4	担当課	土木管理課
法令名	浄化槽法	根拠条項	21・22 24・29	許認可等の内容	浄化槽工事業者の登録の更新
<p>(登録)</p> <p>第21条</p> <p>浄化槽工事業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。</p> <p>2 前項の登録の有効期間は、5年とする。</p> <p>3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽工事業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。</p> <p>4 前項の登録申請があつた場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。</p> <p>5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第24条</p> <p>都道府県知事は、工事業登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>二 第32条第2項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から2年を経過しない者</p> <p>三 浄化槽工事業者で法人であるものが第32条第2項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその浄化槽工事業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの</p> <p>四 第32条第2項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(第9号において「暴力団員等」という。)</p> <p>六 浄化槽工事業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの</p> <p>七 法人でその役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>八 第29条第1項に規定する要件を欠く者</p> <p>九 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p>					